

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	出張講座による子どもの製品事故防止に関する啓発業務
発 注 課	市民文化局市民生活部消費生活課
選 定 事 業 者	公益社団法人 札幌消費者協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 1. 本業務は、製品事故に関する具体的な情報提供を含むため、製品事故等と直接的な利害関係を有するものは不適切であり、中立的立場からの情報発信が必要となることから、高い公益性が求められること。 2. 「消費生活支援事業関係業務」の消費生活相談業務において、製品事故に関するものなど様々な消費者トラブルに対応しており、豊富な知見やノウハウを活かした講座を企画できること。また、講座参加者からの消費生活相談について、その場での対応や消費生活相談室と連携するなどきめ細やかな対応ができること。 3. 「出前講座による子どもの製品事故防止に関する啓発業務」においての実施実績があり、講座の企画や開催に関するノウハウを有していることに加え、講座参加者から非常に高い満足度が得られており、非常に優良な実績を有し、確実な履行が見込まれること。（平成28年度から令和元年度までの計4回業務を履行） よって、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約することとしたい。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第(2)号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和5年8月14日